

# 回復期リハビリテーション病棟の届出に関する事項(概要)

- 「新たに回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行う場合は、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6を届け出る」とこととされている。
- なお、異なる回復期リハビリテーション病棟入院料を組み合わせる届出を行う場合。その組み合わせについては制限が設けられている。

※○:組み合わせでの届出可、-:組み合わせでの届出不可、△:届出から6か月に限り届出可

中医協 総-1-2  
3 . 1 0 . 2 7

原則:異なる回復期リハビリテーション病棟入院料を組み合わせる届出を行う場合

	入院料1	入院料2	入院料3	入院料4	入院料5	入院料6
入院料1		-	○	-	-	-
入院料2	-		○	○	-	-
入院料3	○	○		-	-	-
入院料4	-	○	-		-	-
入院料5	-	-	-	-		-
入院料6	-	-	-	-	-	

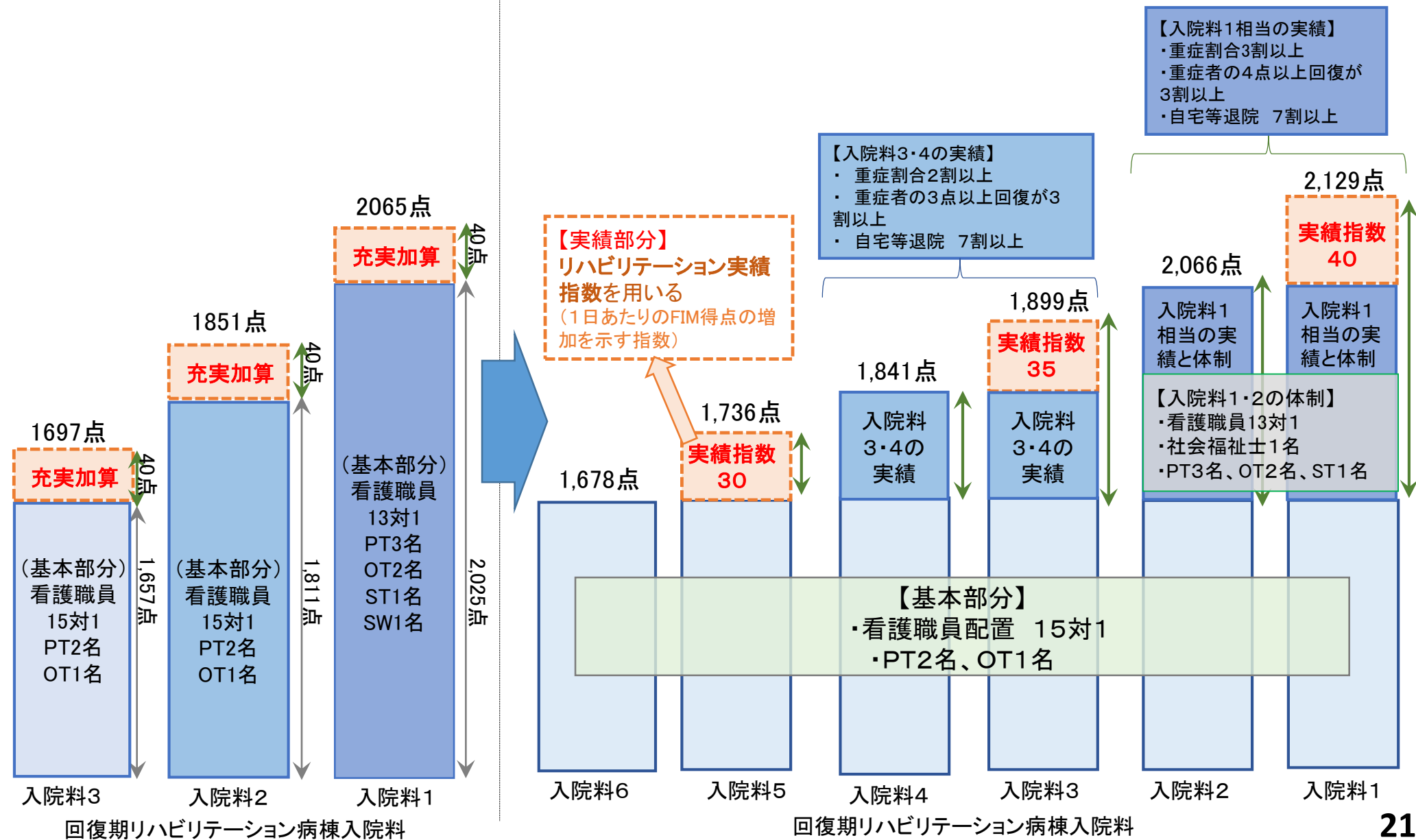
例外:新たに回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行う場合

		新規届出を行う入院料					
		入院料1	入院料2	入院料3	入院料4	入院料5	入院料6
従前から届け出ている入院料	入院料1		-	○	-	△	-
	入院料2	-		○	○	△	△
	入院料3	○	○		-	△	-
	入院料4	-	○	-		-	-
	入院料5	-	-	-	-		-
	入院料6	-	-	-	-	-	
	入院料1+3	-	-	-	-	△	-
	入院料2+3	-	-	-	-	△	-
	入院料2+4	-	-	-	-	-	△

# 回復期リハビリテーション病棟入院料のイメージ(現行)

【平成28年度改定】

【現行】

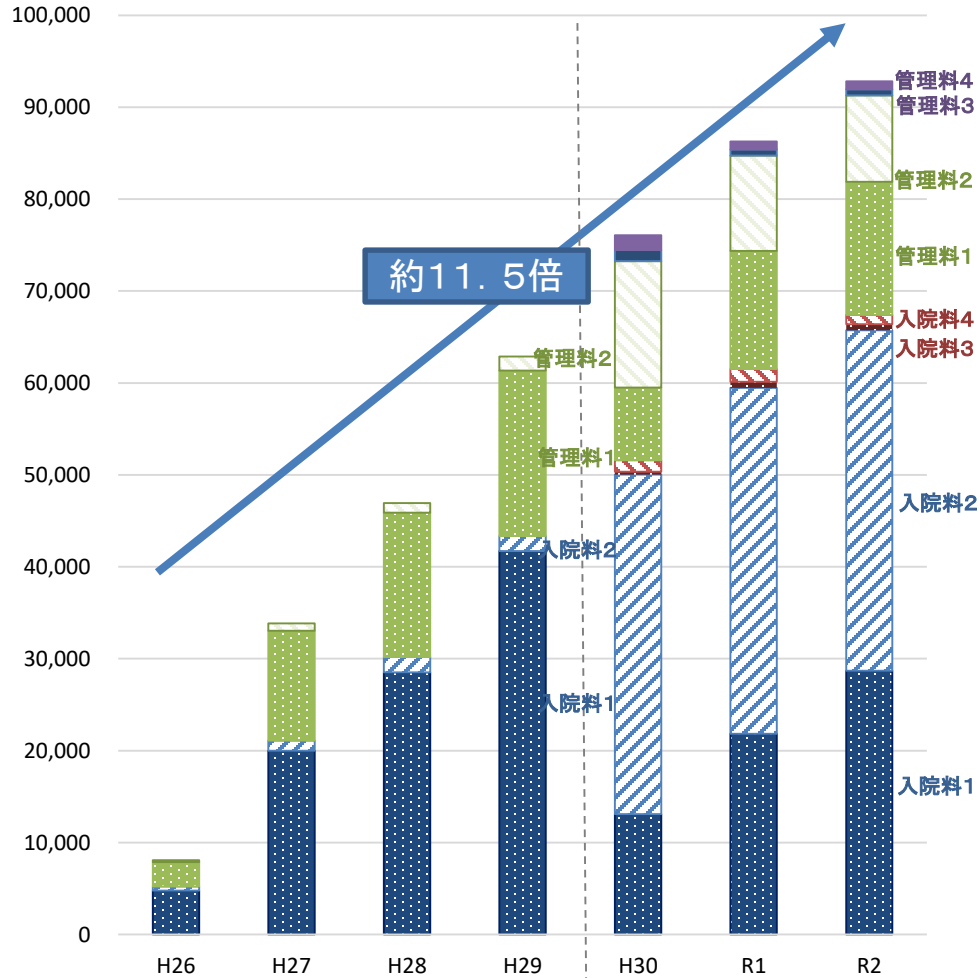


# 入院料別の届出病床数の推移

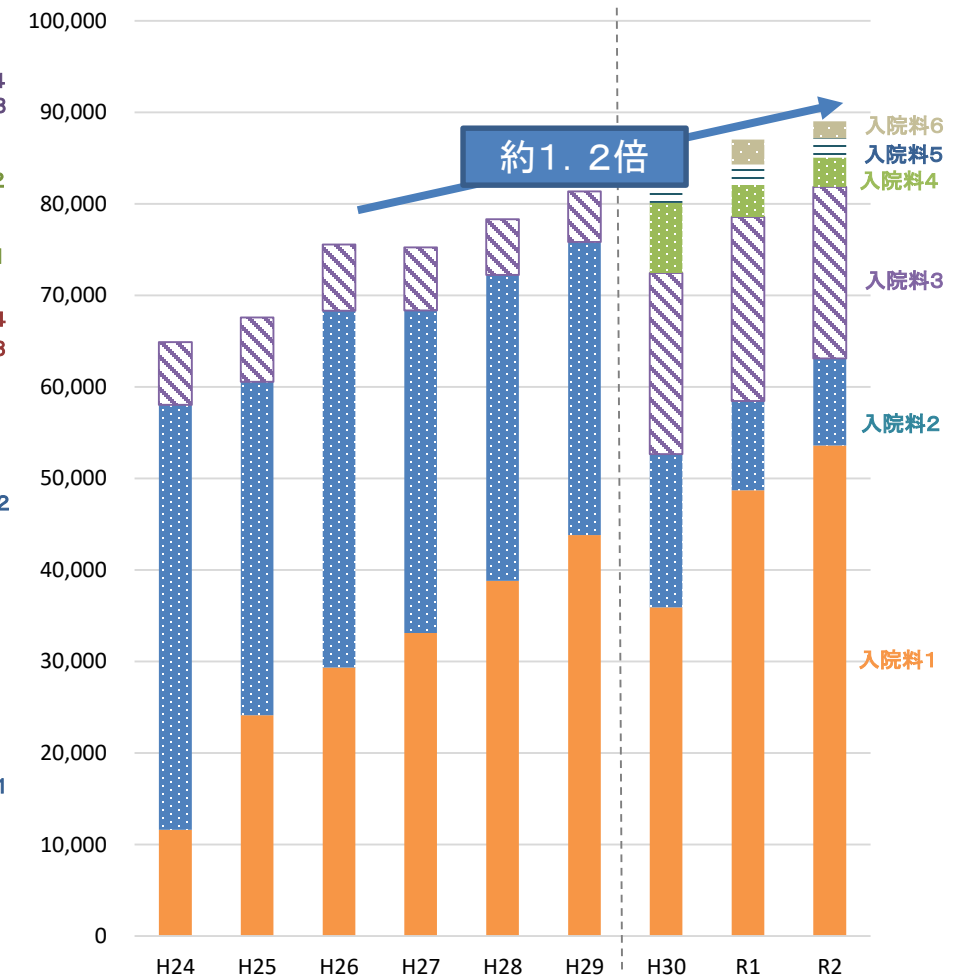
中医協 総-1-2  
3 . 1 0 . 2 7

○地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料の届出病床数はいずれも増加傾向であった。特に、地域包括ケア病棟入院料・管理料は、平成26年の新設後、増加が顕著であった。

(病床数) 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料



(病床数) 回復期リハビリテーション病棟入院料



# 入院分科会でのとりまとめ（主な指摘事項）

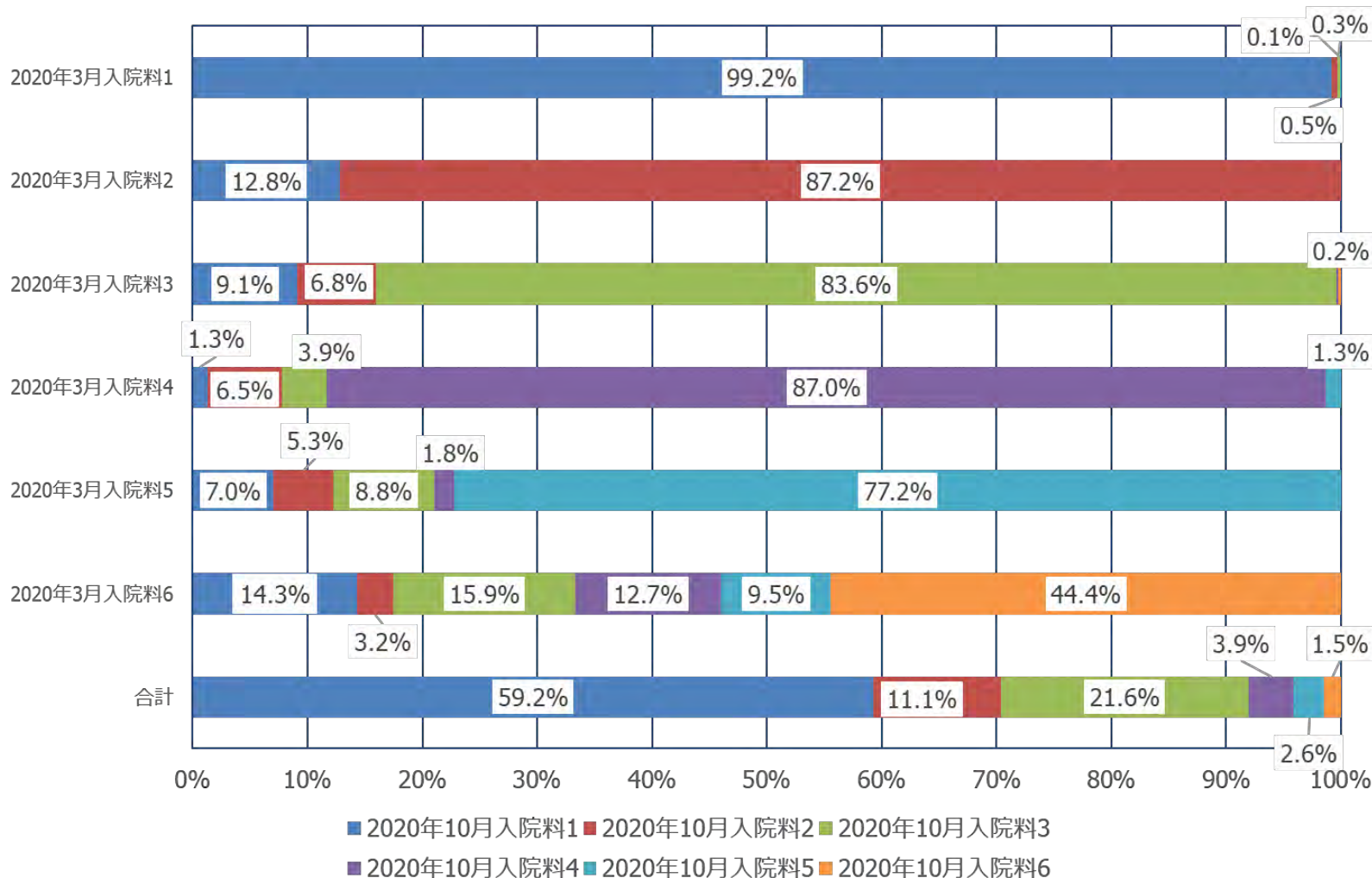
（回復期リハビリテーション病棟入院料について）

○ 回復期リハビリテーション病棟入院料5及び6について、新規届出を行う場合に届け出る入院料であるところ、実績指数が悪い・FIMの変化が小さいこと等から他の入院料を届け出られないまま何年も5又は6を引き続き届け出ているケースがあることを踏まえ、入院料5及び6の在り方については、対応を検討すべき。

# 入院料の届出についての分析①

- 回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟について、令和2年3月時点の届出入院料毎に、半年後の令和2年10月時点の届出入院料を比較した。
- 入院料1、2、3、4においては、同一の入院料を届け出ている割合が8割を超えていた。一方、入院料5、6において別の入院料へ移行していたのは、それぞれ2割超、5割超であった。

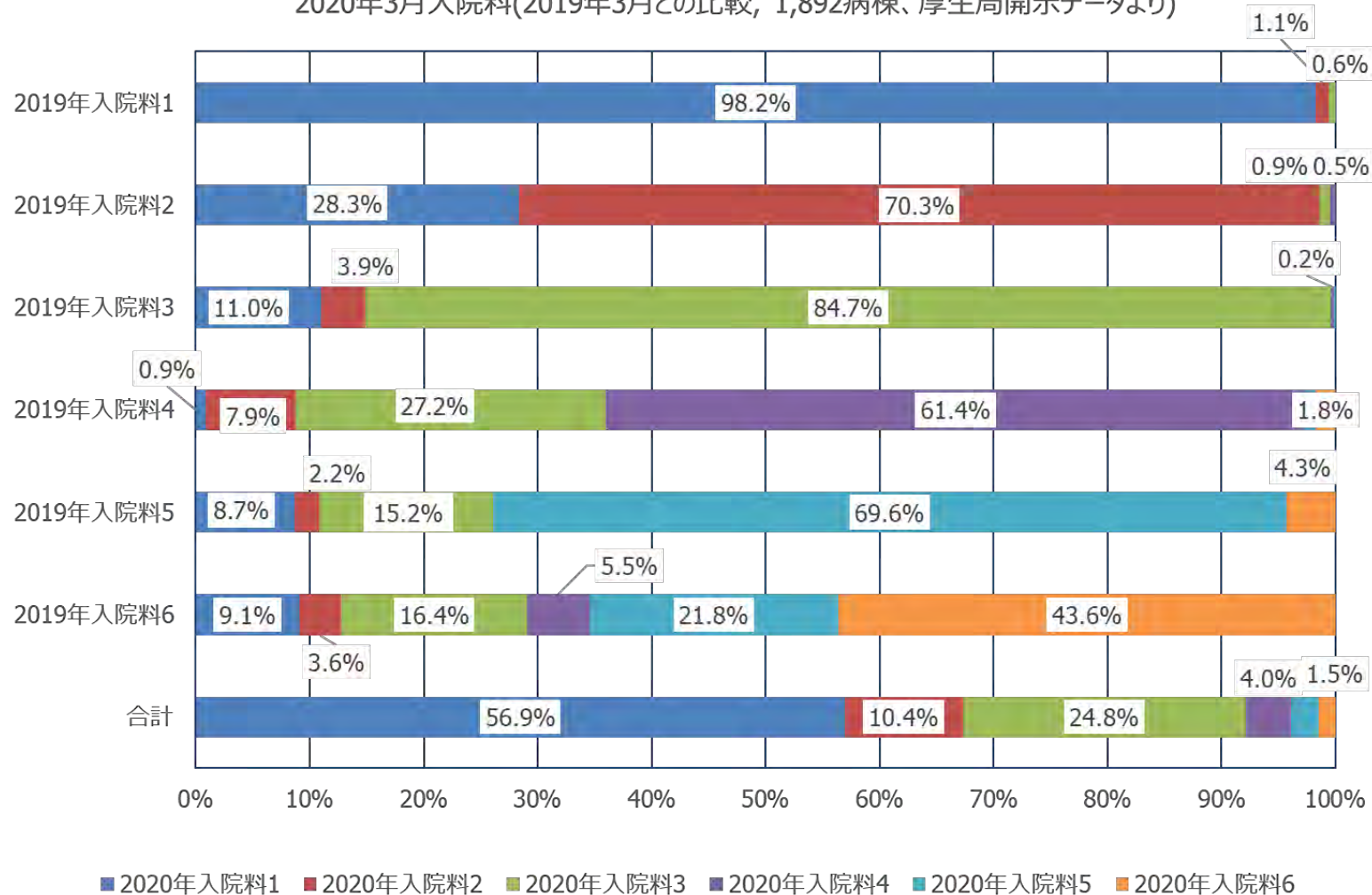
2020年10月入院料(2020年3月との比較, 1,963病棟、厚生局開示データより)



# 入院料の届出についての分析②

- 回復期リハビリテーション病棟入院料を届け出ている病棟について、令和元年年3月時点の届出入院料毎に、1年後の令和2年3月時点の届出入院料を比較した。
- 入院料1、2、3では、同一の入院料を届け出ている割合が約8割であった。一方、入院料5、6において別の入院料へ移行していたのは、それぞれ2割超、5割超であった。

2020年3月入院料(2019年3月との比較, 1,892病棟、厚生局開示データより)



# 入院料の届出からの年数の分析

- 回復期リハビリテーション病棟入院料について、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出からの年数について、令和3年8月時点の届出入院料毎に比較した。
- 例として届出から10年未満の病棟は、入院料1～4では3～5割であったのに対し、入院料5では約85%、入院料6では約64%であった。

